

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1： 定時退行(「定時退行日」・「定時退行週間」の設定)を継続実施し、各職場内に定着させ、時間外勤務の削減を図る。

【対策】

(1) 平成26年3月までの行動計画

毎週水曜日を「定時退行日」と設定し、定時退行を促進

毎年8月、2月における各1週間を「定時退行週間」と設定し、定時退行を促進

上記施策を継続実施し、全職員の早帰りに対する意識の高揚を図り、時間外勤務を削減する。

計画期間中の各年度における時間外勤務について、前年度対比削減を目標とする。

目標2： 改正育児・介護休業法に対応した行内諸制度の内容を周知し、仕事と育児・介護の両立に向け利用促進を図る。

【対策】

(1) 平成24年3月までの行動計画

育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、時間外労働の制限など、改正育児・介護休業法に対応した行内諸制度の内容を研修会等により、行内にその周知を図る。

(2) 平成26年3月までの行動計画

諸制度の利用状況を毎年調査する。